

# 取得施設基準一覧

厚生労働大臣の定める施設基準に係る承認され又は届出が受理された事項は次のとおりです。

## 施設基準

基本診療料施設基準		在宅患者訪問看護・指導料の注16(同一建物居住者訪問看護・指導料の注6の規定により準用する場合を含む。)に規定する専門管理	
医療DX推進体制整備加算4		持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定(持血測1)	
一般病棟入院基本料		遺伝学的検査の「注1」に規定する基準	
急性期一般入院料 1		染色体検査の「注2」に規定する基準	
救急医療管理加算		BRCA1/2遺伝子検査	
超急性期脳卒中加算		HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)	
診療録管理体制加算2		検体検査管理加算(Ⅱ)	
医師事務作業補助体制加算1 20対1		心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算	
急性期看護補助体制加算 50対1		時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	
夜間100対1急性期看護補助体制加算		神経学的検査	
夜間看護体制加算		ロービジョン検査判断料	
看護補助体制充実加算1		コンタクトレンズ検査料1	
看護職員夜間 16対1 配置加算1		経気管支凍結生検法	
栄養サポートチーム加算		画像診断管理加算2	
医療安全対策加算1		CT撮影及びMRI撮影	
医療安全対策地域連携加算1		冠動脈CT撮影加算	
感染対策向上加算1		心臓MRI撮影加算	
指導強化加算		抗悪性腫瘍剤処方管理加算	
患者サポート体制充実加算		外来化学療法加算1	
ハイリスク妊娠管理加算		無菌製剤処理科	
後発医薬品使用体制加算1		心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)	
データ提出加算2		脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)	
入退院支援加算1		運動器リハビリテーション料(Ⅰ)	
地域連携診療計画加算		呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)	
入院時支援加算		摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算2	
総合機能評価加算		がん患者リハビリテーション料	
認知症ケア加算2		人工腎臓	
せん妄ハイリスク患者ケア加算		導入期加算2	
精神疾患診療体制加算		透析液水質確保加算及び慢性維持透析濃過加算	
排尿自立支援加算		下肢末梢動脈疾患指導管理加算(連携先:富山大学附属病院)	
ハイケアユニット入院医療管理料1		緊急整備固定加算及び緊急挿入加算	
回復期リハビリテーション病棟入院料1		脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術	
地域包括ケア病棟入院料2		乳癌センチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)	
看護職員配置加算		ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	
看護補助者配置加算		大動脈バルーンパンピング法(IABP法)	
看護補助体制充実加算1		早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	
入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)		医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術	
特掲診療料施設基準		輸血管理料Ⅱ	
外来栄養食事指導料の注2に規定する基準		人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	
心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算		胃瘻造設時嚥下機能評価加算	
糖尿病合併症管理料		麻酔管理料(Ⅰ)	
がん性疼痛緩和指導管理料		悪性腫瘍病理組織標本加算	
がん患者指導管理料Ⅰ		看護職員処遇改善評価料50	
がん患者指導管理料Ⅱ		外来・在宅ベースアップ評価料(1)	
糖尿病透析予防指導管理料		入院ベースアップ評価料52	
高度腎機能障害患者指導加算			
乳腺炎重症化予防ケア・指導料			
婦人科特定疾患治療管理料			
一般不妊治療管理料			
二次性骨折予防継続管理料1			
二次性骨折予防継続管理料2			
二次性骨折予防継続管理料3			
慢性腎臓病透析予防指導管理料			
院内トリアージ実施料			
夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算			
外来腫瘍化学療法診療料1			
連携充実加算(外来腫瘍化学療法診療料)			
開放型病院共同指導料			
ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)			
がん治療連携計画策定料			
外来排尿自立指導料			
薬剤管理指導料			
検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料			
医療機器安全管理料1			
在宅療養後方支援病院			
在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2			
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2の注2(遠隔モニタリング加算)			
		大腿骨近位部骨折後48時間以内に手術を実施した件数 (令和8年1月1日～令和8年12月31日)	
		4件	
		医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術 (令和8年1月1日～令和8年12月31日)	
1.区分1に分類される手術		ウバセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件
ア.頭蓋内腫瘍摘出術等	0件	エ母指化手術等	0件
イ.黄斑下手術等	0件	オ内反足手術等	0件
ウ.鼓室形成手術等	0件	カ.食道切除再建術等	0件
エ.肺悪性腫瘍手術等	6件	4.区分4に分類される手術	184件
オ.経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	123件	5.その他の区分	
2.区分2に分類される手術		ア.人工関節置換術	62件
ア.靱帯断裂形成手術等	2件	ウ.ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	17件
イ.水頭症手術等	1件	オ.経皮的冠動脈形成術	17件
ウ.鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件	(急性心筋梗塞に対するもの)	(0件)
エ.尿道形成手術等	0件	(不安定狭心症に対するもの)	(1件)
オ.角膜移植術	0件	(その他のもの)	(16件)
カ.肝切除術等	1件	経皮的冠動脈粥状除去術	0件
キ.子宮附属器悪性腫瘍手術等	8件	経皮的冠動脈ステント留置術	110件
3.区分3に分類される手術		(急性心筋梗塞に対するもの)	(8件)
ア.上顎骨形成術等	0件	(不安定狭心症に対するもの)	(11件)
イ.上顎骨悪性腫瘍手術等	0件	(その他のもの)	(91件)

令和7年4月1日

療養担当規則

